

男	1760人	(+13)
女	1857人	(+6)
人口	3617人	(+19)
世帯	1469世帯	(+7)

清里地区文化祭 盛大に開催される



第41回清里地区文化祭は、10月26日(土)清里公民館を会場に「令和に輝け、文化の清里」をテーマとして開催されました。

前日までの大雨が嘘のように、文化祭当日は天候にも恵まれました。公民館入口に飾られた、花はなクラブ、さんによる季節感あふれる花のディスプレイでお客様をお出迎えし、たくさんの方々にお越しいただきました。

《アトラクション》開会式は第六中学校吹奏楽部による力のかもった演奏で幕を上げました。また、特別出演の、はぎ和俊、さんが友情出演の、関かほる、さんと共に、歌謡ショーで文化祭を大いに盛り上げてくださいました。

《作品展示》山野草、七宝焼き、陶芸、着物リメイク、きり絵、中国結び、和布人形、

《舞台発表》舞台発表では、清里保育所年長組、清里小学校3・4年生の発表から始まり、大正琴、剣道、カラオケ、フオークダンス、コーラス、詩吟、落語、太極拳、だ



今年のテーマ:令和に輝け 文化の清里

んべえ踊り、フラダンス、子ども八木節、3日体操など、日頃の活動成果を発揮し、華やかな舞台となりました。

《催し物・模擬店》各種団体による手作りの模擬店は、焼きそば、やきとり、焼きまんじゅう、けんちん汁、きよさと焼、カタヌキなどが出店しました。また、催し部門では、健康チェック、読み聞かせ・おさんぽあおむしのかざりづくりに加え、健康マージャン体験コーナーが初参加し、多くの参加者でにぎわいました。

《催し物・模擬店》各種団体による手作りの模擬店は、焼きそば、やきとり、焼きまんじゅう、けんちん汁、きよさと焼、カタヌキなどが出店しました。また、催し部門では、健康チェック、読み聞かせ・おさんぽあおむしのかざりづくりに加え、健康マージャン体験コーナーが初参加し、多くの参加者でにぎわいました。

写真

- 1 特別出演「はぎ和俊」さん。「関かほる」さんとのデュエット。
- 2 迫力の第六中吹奏楽部！「アラジン」の魔法で先生が変身？!!
- 3 ホールは超満員！合唱で魅せた 清里小3、4年生。
- 4 自治会長さんの出し物。アンコールは来年のお楽しみ…。
- 5 6 7 各種体験コーナー。「マージャン」「葉っぱのバッタ」「きり絵」
- 8 青少年の焼まんじゅう販売。今年は自治会連合会と合同で出店。
- 9 行列が一日中絶えることが無かった人気の「きよさと焼」!
- 10 今年度初めての出演。「清里3日体操教室」のみなさん。
- 11 「結(ゆい)の会」の展示作品。12/14に講座を予定(下記参照)。

10月15日号の訂正について

先月号の公民館報「清里地区の人口と世帯」の記載内容に誤りがありましたのでお詫びし訂正します。正しくは下記のとおりです。

清里地区の人口と世帯

男	1747人	(-7)
女	1851人	(-2)
人口	3598人	(-9)
世帯	1462世帯	(-1)

〈令和元年9月末現在()は前月比〉



す。■費用1400円(中国結び体験材料費)■申し込み 清里公民館へ来館又はお電話で(☎251-9005)

日本から近い台湾。観光やグルメでも人気ですが、どのような文化や歴史があるのでしようか。台湾出身の講師が、台湾のいろいろを楽しく紹介します。台湾で親しまれている伝統結び芸芸「中国結び」の体験もできます。ぜひご参加ください。■日時12月14日(土)午後1時30分～3時30分■会場清里公民館■対象市内在住・在勤・在学の方20名(先着)■講師井上ティナ先生、関川訓子先生■持ち物11マチ針、はさみ、ピンセット、ライター(中国結び体験で使用します)。

■学び合い・人権・地域ふれあい事業
你好(ニイハオ)!台湾
台湾を知ろう! 参加者募集



今月の納税のお知らせ

国民健康保険税5期

(普通徴収分)

12月2日(月)まで

きよさと子育てサロンのお知らせ

開催日: 11月27日(水)

12月11日(水)・25日(水)

時間: 午前10時～11時30分

場所: 清里公民館 和室

対象: 就園前の乳幼児とその親

参加費: 無料(予約は要りません)

内容: 自由遊び



K' BIX 元気21 まえばし内 証明サービスコーナー 臨時休業のお知らせ

【休業日】

12/7(土)、12/8(日)

終日休止

機器メンテナンス等により休業となります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

K' BIX 元気21 まえばし内 証明サービスコーナー 直通027-210-2279

図書室だより

11月の新着図書案内

一般書

東京の市場さんぽ 柴山 ミカ／著
スマホに振り回される子スマホを使いこなす子 五十嵐 悠紀／著
動かないゼロトレ 石村 友見／著
あの日に帰りたい 小路 幸也／著
名残の花 澤田 瞳子／著
巡礼の家 天童 荒太／著
奔る男 堂場 瞬一／著
死にゆく者の祈り 中山 七里／著
アンジュと頭獅王 吉田 修一／著
Iの悲劇 米澤 穂信／著
ほか

児童書

古墳のなぞがわかる本

河野 正訓／監修

桃太郎は盗人なのか？

倉持 よつば／著

わきだせ！いのちの水

たけたに ちほみ／著

めくって学べるもののしくみ図鑑

スベらない同盟 にかいどう 青／著
ゾンビのホラーちゃん 1, 2

バルバラ・カンティーニ／作

あなあなはてな はらぺこめがね／作
うんどうかいセブン

もとした いづみ／作

こどもかいぎ 北村 裕花／作・絵
たまごにちゃんとたまごじいさん

あきやま ただし／作・絵

ほか

▽休館日

11月／21・28

12月／2・5・12・19・23～31（★）

〔12月2日（月）は、図書館システムの点検のため、市内全館休館となります〕

▽開館時間

平日：10:00～18:00

土・日・祝：10:00～17:00

市立図書館清里分館 Tel.253-4588

（★）図書館システムの更新に伴い

図書館全館休館

12/23 ▶ 1/4

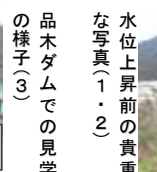
年明けは1/5午前10時から開館

図書館で使用しているシステムを更新するため図書館全館を休館します。ウェブサービスの利用も停止します

法務省人権擁護冊子『人権の擁護』から

活動等に取り組んでいます。

視察研修で交流を図りました
清里地区生涯学習奨励員
10月11日（金）ハツ場ダム・品木ダム方面への視察研修（主催＝清里地区生涯学習奨励員連絡協議会）を行いました。
最初に訪れたハツ場ダムは、現地ガイドさんの説明を聞きながら不動大橋・不動の滝・ハツ場大橋などをめぐり、「なるほど！やんば資料館」では参加者からの熱心な質問が飛び交いました。10月1日から試験湛水が始まったばかりで、ほとんど水が溜まっておらず、やんば見放台（展望台）からはダムの底が見渡せる状態でしたが、翌日には台風19号で一気に水位が上昇してしまったので、貴重な見学会となりました。
続いて訪れた、品木ダム水質管理所では、リトマス試験紙を使った中和実験や24時間365日休まず行われている水質中和事業の説明を受け、中和工場の見学をしました。また、石灰石にペンキでペイントしてから草津の酸性の温泉に2日間浸して作成する「百年石」制作にも挑戦し、出来上がった作品は、清里地区文化祭の作品展示コーナーでお披露目しました。
今回の研修で得た経験を、これからの清里地区の住み良いまちづくり、地域づくりに活かしていきたいと思っています。



■ご用心！災害に便乗した悪質商法

台風、地震などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生します。
悪質商法は災害発生地域だけが狙われるとは限りません。災害に便乗した悪質な商法に十分注意してください。
特に修理工事等の契約は慎重に、その場で決めないで複数の業者から見積もりをとりましょう。
また全国では義援金詐欺の事例も報告されています。義援金は確かな団体を通して送るようにしましょう。
不安に思ったときは、消費生活センター☎027(230)1755にご相談ください。



子どもに関すること、仕事や家庭、近隣間の悩み事等、毎日の暮らしの中で起こるさまざまな人権問題について人権擁護委員が相談に応じます。費用は無料で、秘密は厳守します。■日時 12月6日（金）午後1時～4時 ■会場 IIK、B-X元気21まえばし（5階学習室、大胡支所、宮城公民館、富士見公民館 ■申し込み 当日会場へ直接お越しください。■問い合わせ 生活課 ☎0986236



■12月6日（金）に特設人権相談所を開設

■視聴覚機材や教材を利用しませんか

視聴覚機材や教材を貸し出します。上映会や学習発表会で利用しませんか。なお、16ミリ映写機の操作には認定証が必要です。■対象＝学校・幼稚園・保育園などの教育関係施設や、自治会・子ども会・生涯学習サークルなどの社会教育関係の非営利団体 ■貸出機材＝16ミリ映写機、プロジェクター、ビデオデッキ、DVDプレーヤー、スクリーンなど ■貸出教材＝16ミリフィルム、ビデオテープ、DVD ■開館時間＝月曜日～金曜日（祝日を除く） ■午前9時～午後5時 ■申し込み＝前橋市総合教育プラザ（前橋市岩神町三丁目1-1）☎230-9094へ



人権について考える

人権とは誰もが生まれながらに持っている自分らしく生きる権利のことです。

この権利は日本国憲法によってすべての国民に保障されています。しかし、現実には偏見や差別により人権侵害が起こっています。

私たちは、他人の基本的な人権を互いに尊重しあうとともに、それ自分たちの手で守り育てていかなければなりません。

外国人

外国人であることを理由に、アパートへの入居や公衆浴場での入浴を拒否されたり、外国人を排斥する趣旨の言動が公然とされるという事案が発生しています。文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重し、偏見や差別をなくしていく必要があります。

また、近時、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねないことから、法務省の人権擁護機関では、これまでの「外国人の人権」をテーマにした啓発に加え、こうしたヘイトスピーチがあつてはならないということを理解しやすい形で表した啓発活動等に取り組んでいます。

